

日本代表選手・役員 対外活動ガイドライン

公益財団法人 日本体操協会

趣旨

本ガイドラインは、日本体操協会を代表して対外的な活動を行う者が、社会からの信頼と競技の品位を損なうことなく適切に行動することを目的として定めるものである。

日本代表選手および役員は、常に日本代表としての自覚を持ち、最高のパフォーマンスの発揮に努めるとともに、「体操ニッポン」の自覚を旨とし、体操の普及・発展と情報発信に心がけることが求められる。

本ガイドラインは、個々の主体性と自律的判断を尊重しつつ、対外活動における行動の基準を示すものであり、「理念・使命・行動規範」および「日本代表選手・役員の心得」と一体的に運用する。

対象は、日本代表選手、ナショナルおよびジュニアを含む強化指定選手、監督、コーチ、トレーナー、審判員、帯同スタッフ、その他本会が指定する者とする。

1 メディア活動について

- 1) メディア取材には体操の発展のため積極的に協力し、日本代表としての自覚をもって誠実かつ品位ある発言を行う。
- 2) メディアからの取材申請があつた場合は、本会に事前に届出を行い、必要な場合は本会の許可を得たうえで対応する。個人として行う一般的な取材・コメントは、自律的判断を基本とする。
- 3) 他者やチーム、競技運営に対し、不当に批判したり、誤解を招く発言・表現を行ったりしてはならない。
- 4) スポンサーのマーケティング活動を阻害する言動を慎み、広報活動は本会の方針に従って行う。
- 5) 本会および所属団体、関係者に関する内部情報や未公開情報(チーム戦略、選考方針、他者の怪我・病状など、公表されていない情報や機密情報)を、許可なく明らかにしない。
- 6) 人種、民族、国籍、性別、宗教、障がい、性的指向等に関して、差別的またはハラスメントを受け取られる発言・表現を行わない。
- 7) 役員は、選手が主役であることを認識し、過度な露出を控える。

2 SNS利用について

- 1) SNS発信が持つ影響を自覚し、一度公開した情報は完全に削除できないことを理解のうえ、節度と責任をもって利用する。
- 2) 他者やチーム、競技運営に対し、不当に批判したり、誤解・偏見を招く投稿を行ったりしてはならない。
- 3) 意見表明を行う際は、一人称で発信し、自身の立場を明確にする。
- 4) 本会および所属団体、関係者に関する内部情報や未公開情報を許可なく発信しない。
- 5) 写真や動画を投稿する場合は、著作権や映り込む選手・スタッフ・観客等の肖像権およびプライバシーに配慮し、必要に応じて事前の承諾を得る。
- 6) 競技会場や宿泊先など、現在地が特定される投稿については、安全面に十分配慮し、リアルタイムでの発信を控える。
- 7) 差別、侮蔑、ハラスメントを受け取られ得る表現、ならびに社会的に不適切と評価される内容は、発信してはならない。

3 肖像等使用について

- 1) 本会は、日本代表活動に関わる肖像・画像・映像等(以下「肖像等」という。)の管理主体として、プロモーションおよび体操普及活動の目的で肖像等を使用できるものとし、対象者は原則としてこれに協力する。
- 2) 大会・イベントで本会または本会が委託した団体が撮影した映像・画像等の著作権は撮影元に帰属し、無断使用を禁止する。
- 3) 日本代表活動中は原則、本会のスポンサー契約を優先とする。
- 4) 肖像等の使用期間は、当該年度の日本代表発表日から次年度発表日までとし、引退後も当該期間に限り適用する。
- 5) 所属先が「日本代表として」の肖像等を利用する場合は、事前に本会へ申請し、本人の許諾を得る。
- 6) 本会スポンサー・大会スポンサー・オフィシャルサプライヤーが契約に基づき肖像等を利用するときは、本会の管理下で、所属先および本人の許諾を得て行う。
- 7) 広告・販促活動における肖像等使用の対価(有無および額)は、本会と所属先が協議のうえ決定する。

4 イベント参加について

- 1) 本会および加盟団体が主催・共催・主管・後援・協力しないイベント(以下「非公認イベント」という。)に参加する場合には、当該イベントの主催者等が反社会的勢力と関係を有していないことを確認したうえで参加すること。
- 2) 非公認イベントに参加する場合は、事前に本会へ報告し承認を得ること。
- 3) 競技活動に支障が生じぬよう、怪我やドーピング等に十分注意すること。
- 4) 本会または加盟団体が主催・共催する公式イベントと非公認イベントの日程が重なる場合は、公式イベントを優先すること。
- 5) 非公認イベントにおいて、日本代表の名称・ロゴ・ユニフォーム等を使用する場合は、本会の許可を得ること。

5 違反と措置

本ガイドラインおよび関連する規程等に違反した場合、または社会通念上不適切と判断される行為を行った場合は、本会倫理規程等に基づき、適正な手続きを経て措置を講じる。

6 附則

本ガイドラインは、本会「理念・使命・行動規範」、「日本代表選手・役員の心得」とともに制定する。

令和7年12月19日 制定
令和7年12月20日 施行